

議案第 5 9 号

令和 5 年度志摩市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第 2 項の規定により、令和 5 年度志摩市下水道事業会計未処分利益剰余金 61,172,384円のうち、企業債償還のために取崩した減債積立金19,606,656円及び補てん財源として使用した当年度利益剰余金処分数15,000,000円を、処分後資本金へ組入れ、残りの 26,565,728円を減債積立金に積立てる。また、併せて、同法第30条第 4 項の規定により、令和 5 年度志摩市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 2 8 日 提 出

志摩市長 橋 爪 政 吉